

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1382号)

平成29年2月9日

平成29年 2 月 9 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年 5 月27日建建安第174号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)確認申請書（3 旭特定番号）、(2)昭和35年の白根三丁目特定番地の
確認申請書、(3)昭和48年の白根三丁目特定番地の確認申請書（2. 対面の
特定番地特定個人宅は3 旭特定番号にて道路後退し建てたが、昭和35、48年、
平成3年に道路後退なく新築した。各建築申請書の開示。）」の非開示決定
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)確認申請書（3旭特定番号）、(2)昭和35年の白根三丁目特定番地の確認申請書、(3)昭和48年の白根三丁目特定番地の確認申請書（2. 対面の特定番地特定個人宅は3旭特定番号にて道路後退し建てたが、昭和35、48年、平成3年に道路後退なく新築した。各建築申請書の開示。）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1)確認申請書（3旭特定番号）、(2)昭和35年の白根三丁目特定番地の確認申請書、(3)昭和48年の白根三丁目特定番地の確認申請書（2. 対面の特定番地特定個人宅は3旭特定番号にて道路後退し建てたが、昭和35、48年、平成3年に道路後退なく新築した。各建築申請書の開示。）」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 平成3年度の白根三丁目特定番地の確認申請書（3旭特定番号）については、完了検査の検査済証が平成3年度に交付されている。当該申請書は、現在の横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表に当たる平成3年度の文書分類上においては、保存期間が3年であったため、既に廃棄されている。
- (2) 昭和35年度及び48年度の白根三丁目特定番地の確認申請書について、完了検査の検査済証を交付している場合は3年、完了検査を行っていなかった場合の保存期間は、区によって異なっており、10年保存の分類としている区もあった。当時の分類に基づき確認申請書を保存していたと仮定しても、この2か年度分の申請書は、既に廃棄済みと考えられる。

よって、本件において対象とされた行政文書は、保存期間の経過により廃棄済み

であり、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件審査請求文書は、裁判所及び実施機関各部署において既に公にされている情報であるため、開示すべきと考える。
- (3) 実施機関が本件審査請求文書を非開示にする理由は、実施機関が土地を搾取した犯罪行為について文書による発覚をおそれるがために、隠ぺいするためとしか考えられない。

5 審査会の判断

(1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、建築主から建築物の計画について申請がされた場合、建築局建築指導部建築安全課（平成3年度当時は各区の区政部建築課）で、申請された図面等を建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に定められる建築基準関係規定に適合するかどうかを確認し、適合する場合は確認済証を発行している。

また、確認済証を交付した場合には、建築中及び完成後に現地において建築基準法の適合性について検査を行っている。

確認申請書については、平成19年度以降、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の3に確認済証の交付の日から起算して15年間の保存期間が規定されているが、本件開示請求に係る昭和35年度、48年度及び平成3年度の時点では確認申請書の保存期間は建築基準法等に定められていなかった。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、旭区白根三丁目特定番地に係る昭和35年度、48年度及び平成3年度の確認申請書（確認番号3旭特定番号）である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 当審査会で、本件審査請求文書が作成されたそれぞれの時点における文書の取扱いについて実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 平成3年度の確認申請書について当時の担当者に確認したところ、文書分類

上の保存期間は3年であり、保存期間経過により、すでに廃棄されている。

- (イ) 昭和35年度及び48年度の確認申請書については、完了検査の検査済証を交付している場合の保存期間は3年、完了検査を行っていない場合の保存期間は区によって異なっており、保存期間を10年としている区もあった。しかし、仮に当時の確認申請書の保存期間が10年であったとしても、本件において対象とされた行政文書は既に廃棄済みと考えられる。

イ 数十年にわたる過去のことであるが、当審査会として、改めて本件審査請求文書である確認申請書の所在について調査したところ、以下の事実を確認することができた。

- (ア) 平成11年度までに作成された行政文書については、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日限り廃止）で保存期間が定められていた。同規程第35条第2項では、行政文書の種別及び種別ごとの保存期間が定められており、第1種（永年）、第2種（10年）、第3種（5年）、第4種（1年、2年又は3年）の4区分に分類されていた。

横浜市では、横浜市公文書の公開に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。平成12年12月限り廃止）第18条第2項の「実施機関は、公文書の公開等に当たって迅速かつ的確な検索ができるよう、あらかじめ、目録その他公文書の検索に必要な資料を整備しておくものとする。」との規定に基づき、保存期間が10年以上と定められた文書等について、横浜市公文書目録（以下「公文書目録」という。）を編さんしていた。この公文書目録では、第1種及び第2種に区分された行政文書について、具体的な文書名を確認することができる。

現在、横浜市市民情報センターに配架されている公文書目録には、昭和20年代から平成17年度までの第1種（永年保存）の文書及び昭和58年度から平成17年度までの第2種（10年）保存の文書について、区局及び所管課ごとに、文書名及び完結年度が記載されている。

- (イ) ところで、実施機関は、弁明書において、昭和35年度及び48年度の確認申請書は各区で保存しており、区によって異なる保存期間であったと説明している。

このことに関して、当審査会において昭和35年度の市政概要を確認したところ、建築局の建築行政の説明に、確認申請に係る事務を行っているとの記述が見られた。また、昭和48年度の組織図を確認したところ、昭和35年度と比べ、当該事務を所掌する組織が変更されており、建物の規模に応じて建築局審査部

建築審査課及び区に設置された建築出張所が確認申請に係る事務を所掌していた。

- (ウ) 以上を踏まえ、本件審査請求文書が第1種（永年）の行政文書に区分されていなかったか、念のため建築局及び旭区の公文書目録を確認したところ、昭和35年度、48年度及び平成3年度のいずれの年度の確認申請書も公文書目録に記載されていなかった。

なお、実施機関は、区によって10年保存の分類としている区もあったと説明しているため、第2種（10年）の建築局及び旭区の公文書目録も確認したが、確認申請書は記載されていなかった。

- (エ) したがって、本件審査請求文書は既に廃棄済みであるという実施機関の説明は是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年6月20日 (第197回第三部会) 平成28年6月23日 (第292回第一部会) 平成28年6月24日 (第295回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月27日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年12月7日 (第305回第二部会)	・審議
平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・審議